

都城市空家等対策計画【概要】

序章 計画の概要

1. 計画の背景と目的

【背景】 空家等対策特別措置法の制定によるもの。

【目的】 市の空家等対策を市民に広く周知し、空家等の対策をより計画的に推進する。

2. 計画の位置付け

空家等対策特別措置法第6条に規定する空家等対策計画

3. 計画期間

平成29年度～平成33年度（5年間）

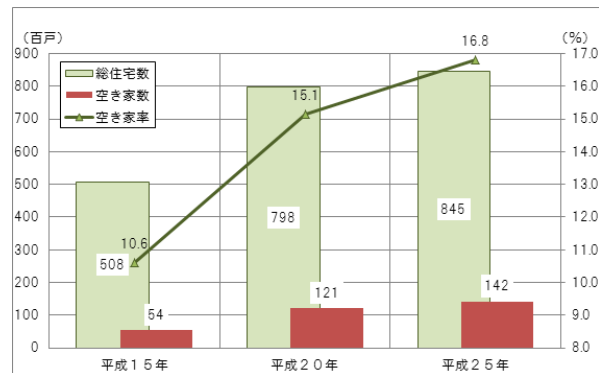
4. 計画の対象

- i) 対象とする空家等の種類 ... 空家等特別措置法で規定する「空家等」
- ii) 対象とする地区 ... 都城市内全域

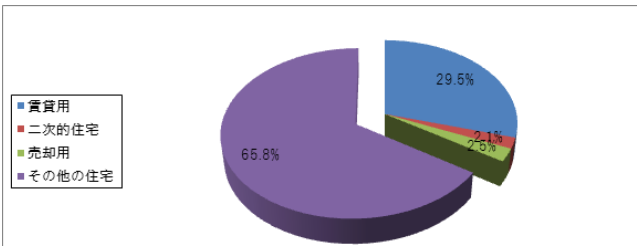
第1章 空家等の現状と課題

1. 空家等の現状

・本市の空家等の推移は、住宅・土地統計調査によると全国や宮崎県の状況と同様に増加傾向にあり、総住宅数に占める割合は平成25年で16.8%となっています。



・空家等の中で、65.8%が「その他の住宅」となっており、適正に管理されていない可能性の高い空家等の割合が高くなっています。



第2章 空家等対策の基本理念と方針

1. 基本理念

快適に暮らせる安心で安全な居住環境の実現

空家等を把握の上、破損腐食状況に応じた適正管理や活用の推進を図ることにより、地域の安全確保と生活環境の保全に努めてまいります。

2. 空家等対策を進める上での基本的な方針

1. 地域の安全と活性化を目指した空家等対策の推進

2. 官民協働による空家等対策の推進



①地域の安全と活性化を目指した空家等対策の推進

②官民協働による空家等対策の推進

3. 空家等対策を進める上での目標

- 目標1 空家等の実態把握
- 目標2 特定空家等の適正管理
- 目標3 空家等の有効活用

第3章 目標達成のための施策展開

目標1. 空家等の実態把握

視点1 早期発見

- 施策1) 早期発見・早期対応の仕組みづくり
- 2) 問題解決のための支援や相談先の周知

視点2 腐食・破損状況等の把握

- 施策1) 特定空家等に対する体制整備
- 2) データベースによる一元管理

目標2. 特定空家等の適正管理

視点1 発生予防

- 施策1) 市民意識の醸成と啓発
- 2) 既存ストックの良質化
- 3) 空家等に関する解体補助制度の創設

視点2 安全対策と措置

- 施策1) 固定資産税特例非適用への対応
- 2) 緊急措置
- 3) 特定空家等に判定した後の措置

目標3. 空家等の有効活用

視点1 移住・定住促進

- 施策1) 空き家バンクの推進
- 2) 移住定住促進に向けたリフォーム補助の推進

視点2 再生・他用途活用の促進

- 施策1) 地域による活用の支援

第4章 計画の推進に向けた役割分担と推進体制

1. 都城市の体制

会議名	取組内容
都城市空家等対策協議会	空家等対策計画の策定、特定空家等の判定及び措置に対し、意見や助言を行う
都城市特定空家等判定委員会	特定空家等の判定の際に、意見や助言を行う
都城市空家等対策連絡調整会議	空家等対策を進める上で、市の関係部署において情報の共有、連絡調整を行う

2. 関係機関との連携

団体等名	取組内容
弁護士・司法書士・土地家屋調査士・行政書士	相続に関する相談や調査、財産の所有権移転手続きなど
不動産業	所有者の空家等利活用相談、空き家バンク充実
建設業者	空家等の解体や改修の相談
自治会	自治公民館長など地域との連携
警察	危険回避のための措置、防犯
消防局	防災(火災他)・危険回避